

令和2年7月豪雨により被災された皆様へ

## 生活福祉資金(緊急小口資金)災害時特例貸付のご案内

本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります

### 貸付内容

- 貸付対象 (1) 被災された方で鹿屋市に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯  
(2) 他都道府県から避難し、申し込みから1か月程度以上鹿屋市内に居住される方で、当座の生活費を必要とする世帯
- 貸付限度額 原則として、一世帯につき一回限り10万円以内。ただし、以下の場合は一世帯につき一回限り20万円以内の貸付も可能。
  - ①世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
  - ②世帯員に要介護者がいる場合
  - ③4人以上の世帯である場合
  - ④被災による重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が必要と認めるとき
- 据置期間 貸付の日の月末から1年以内
- 償還期間 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子※償還期間経過後は、残元金に対して年3.0%の延滞利子が発生します。
- 受付期間 令和2年8月17日から当面の間

### 貸付申込に必要なもの

- (1) 身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
- (2) 住所を確認できるもの(世帯全員の住民票※本籍地が記載されたもの)
- (3) リ災証明書(被災証明書)
- (4) 印鑑(認印で差し支えありません)
- (5) 申込者の預金通帳

※預金通帳の取り扱いは、以下の金融機関となります。

- ①鹿児島銀行②郵便局③農協④鹿児島信用金庫

### 貸付金の交付方法

- 鹿児島県社会福祉協議会による申込書類の確認後、後日鹿児島県社会福祉協議会から申込者が指定する金融機関へ送金します。

### 貸付後の手続き

- 貸付金交付後3か月を目安として、住居報告書により状況を報告していただきます。

### 【お問合せ・申込先】

社会福祉法人鹿屋市社会福祉協議会

鹿屋市大手町1番1号(リナシティかのや福祉プラザ内)TEL0994-44-2277